

大学評価基準別紙 評価の指針 新旧対照表

※赤太字が変更箇所。

新（改定案）	旧	備考
評価の指針	大学評価基準に関する 評価の指針	(削除)
基準1 の 評価の指針 基準1では、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項それぞれについて、法令適合性の観点から評価します。 本指針では、 基準1で評価を行う10の評価事項について 、評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示します。関係法令等のうち下線を付したものは特に重要と考えられる法令となります。	基準1 に関する 評価の指針 基準1では、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項それぞれについて、法令適合性の観点から評価します。 本指針では、 それぞれの評価事項の 評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示します。関係法令等のうち下線を付したものは特に重要と考えられる法令となります。	(削除) (変更)
1 教育研究上の基本となる組織に関する こと (略)	イ 教育研究上の基本となる組織に関する こと (略)	(変更)
2 教育研究実施組織に関すること (略)	ロ 教育研究実施組織に関すること (略)	(変更)
3 教育課程に関すること (略)	ハ 教育課程に関すること (略)	(変更)
4 施設及び設備に関すること (略)	ニ 施設及び設備に関すること (略)	(変更)
5 大学運営に必要な業務を行う組織及び 厚生補導等に関すること (略)	ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び 厚生補導等に関すること (略)	(変更)
6 卒業又は修了 の認定に関する方針、教 育課程の編成及び実施に関する方針並びに 入学者の受入れに関する方針に関すること 大学は、 卒業又は修了 の認定に関する方 針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編 成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポ リシー）並びに入学者の受入れに関する方 針（アドミッション・ポリシー）を、大学、 学部又は学科若しくは課程（大学院にあっ ては、当該大学院、研究科又は専攻）ごと に、その教育上の目的を踏まえて定めてい るか。また、教育課程の編成及び実施に関 する方針を定めるに当たっては、卒業の認 定に関する方針との一貫性の確保をはかっ ているか。 (略)	へ 卒業 の認定に関する方針、教育課程の 編成及び実施に関する方針並びに入学者 の受入れに関する方針に関すること 大学は、 卒業 の認定に関する方針（ディプロ マ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に 関する方針（カリキュラム・ポリシー）並 びに入学者の受入れに関する方針（アドミ ッション・ポリシー）を、大学、学部又は学 科若しくは課程（大学院にあつては、当該大 学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育 上の目的を踏まえて定めているか。また、 教育課程の編成及び実施に関する方針を定 めるに当たっては、卒業の認定に関する方 針との一貫性の確保をはかっているか。 (略)	(変更) (変更)
7 教育研究活動等の状況に係る情報の公 表に関すること	ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公 表に関すること	(変更)

新（改定案）	旧	備考
(略)	(略)	
8 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	(変更)
9 財務に関する事	リ 財務に関する事	(変更)
10 教育研究活動推進のための環境整備等に関する事 大学は、 1 から 9 までの事項で評価するものほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項について適切に対応を行っているか。特に、ICT環境の整備並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備について適切に対応を行っているか。 また、 1 から 9 までに列挙した以外の関係法令等に適切に対応を行っているか。 [1 から 9 までに列挙した以外の関係法令等] (略)	ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関する事 大学は、 イ から リ までの事項で評価するものほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項について適切に対応を行っているか。特に、ICT環境の整備並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備について適切に対応を行っているか。 また、 イ から リ までに列挙した以外の関係法令等に適切に対応を行っているか。 [イ から リ までに列挙した以外の関係法令等] (略)	(変更) (変更) (変更) (変更)
基準2の評価の指針 基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していることを確認します。 評価は大学から示される問題意識や具体的な分析、改善の取組に基づいて行います。 学修成果の適切な把握及び評価に関する取組の状況並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に向けた取組については、必ず取組状況を示すことを大学に対し求めます。 1 評価に付す根拠資料（例示） ・教育研究の水準の向上に向けた自己分析や改善の取組の内容を示す資料等 ・大学が外部に対して公表する情報及び報告書等 ・第三者による大学の水準分析等の報告書等 ・ステークホルダー（学生・卒業生・教職員・地域住民・民間企業・地方公共団体等）からの意見等 2 評価の方法 ・教育研究の水準の向上に向けた自己分析や改善の方針、組織体制等を確認する。 ・教育研究の水準の向上に向けた情報の収	基準2に関する評価の指針 基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していることを確認します。 その際、学生の学修成果の適切な把握及び評価に関する取組の状況並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に向けた取組の状況を確認します。 1 評価に付す根拠資料・データ（例示） ・大学が外部に対して公表する情報集、報告書等 ・第三者による大学の水準分析等の報告書 ・学生・卒業生を含む関係者からの意見の体系的、継続的な収集、分析の結果 ・学生の学修成果の把握及び評価に向けた取組 ・継続的な研究成果の創出のための環境整備に向けた取組 ・以上の資料における情報、意見を反映した改善の取組 2 評価の方法 ・情報の収集、分析が体系的、継続的に行わ	(変更) (追加) (変更) (削除) (追加) (変更) (変更) (変更) (削除) (追加) (変更)

新（改定案）	旧	備考
集、分析が体系的、継続的に行われているかについて確認する。 ・ 大学から示されたそれぞれの取組みが、教育研究の水準の向上のために効果的に機能し、組織的に改善に結びつけられているかについて確認する。	れているかについて確認する。 ・ それぞれの取組みが組織的に行われているかについて確認する。 ・ それぞれの取組みが教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているかについて確認する。	(削除) (変更) (変更)
基準3 の評価の指針 基準3 では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。 評価は大学から示される具体的な取組みに基づいて行います。 1 評価に付す根拠資料（例示） ・ 特色ある教育研究の取組みの内容を示す資料等 ・ 大学が外部に対して公表する取組みに関する報告書等 ・ 第三者による 取組みの検証や評価等の報告書等 ・ ステークホルダー（学生・卒業生・教職員・地域住民・民間企業・地方公共団体等）からの意見等 2 評価の方法 ・ それぞれの取組みが組織的に行われているかについて確認する。 ・ それぞれの取組みが、大学の理念等に定める特色を実現するものとして効果的に機能しているかについて確認する。 ・ それぞれの取組みの課題や問題意識をどのように把握及び共有し、改善を進めているかについて確認する。	基準3 に関する評価の指針 基準3 では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。 1 評価に付す根拠資料・データ（例示） ・ 特色ある教育研究の取組みに関する報告書等 ・ 特色ある教育研究の取組みに関する第三者による検証等の報告書 ・ 特色ある教育研究の取組みに関する学生・卒業生を含む関係者からの意見の体系的、継続的な収集、分析の結果 ・ 以上の資料における情報、意見を反映した改善の取組 2 評価の方法 ・ それぞれの取組みが組織的に行われているかについて確認する。 ・ それぞれの取組みの状況について確認し、特色ある教育研究の進展に資するために効果的に機能しているかについて確認する。	(変更) (追加) (削除) (追加) (変更) (変更) (変更) (削除) (変更) (追加)